

# 鳥取縣公報

## 告示

昭和二十二年九月二十日  
外

土曜日

◇鳥取縣告示第四百十五號

物價統制令第四條の規程により入浴最高料金を次のように指定する。

昭和二十二年七月鳥取縣告示第二百九十九號（入浴最高料金を指定の件）はこれを廢止する。

昭和二十二年九月二十日

鳥取縣知事 西尾 愛治

入浴最高料金

區分

鳥取市、米子市、倉吉町、境町の町村

大人（十四才以上）一人一回につき 二圓〇〇 一圓八〇

小人（十三才以下）同 一、四〇 一、三〇

一、本表の年齢は數え年による。

二、薬湯といえども本表料金の範圍内とする。

三、温泉入浴最高料金は左の料金とし右表料金は適用しない。

大人（十四才以上）一人一回につき 一圓五〇

小人（十三才以下）同 一、一〇

四、數え年十四才以上の女子にして浴場内で洗髪をするものは洗髪料として一回につき一圓七十錢以内を右表料金に加算することができる。